

# 人材を確保したい企業の皆様

## 移住支援金の対象求人を登録して UIJターン者の採用につなげませんか？

### ～移住支援金の対象求人登録のご案内～

#### 移住支援金とは

東京圏から本県へ移住し、就業した方の経済的負担を軽減するため、最大100万円を支給する事業です。

【移住支援金の支給対象者】

- 東京23区内在住者又は通勤者（通算5年以上）
- 申請時において転入後1年以内の方
- マッチングサイト「[あおもりジョブ](#)」に移住支援金の支給対象として掲載する求人により新規就業した方



あおもりジョブ



#### 登録のメリット

- あおもりジョブへの求人掲載は全て**無料**！
- 東京圏からのUIJターン就職希望者に対象法人としてアピールするチャンス！
- 求人情報は**大手民間求人サイトにも掲載される**ため、高い広告効果が見込まれます。

#### 対象求人の要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する、以下の要件を満たす求人が対象となります。

- 週20時間以上の無期雇用契約
- 勤務地が、原則青森県内であるもの。

#### 登録申請から移住支援金支給までの流れ



※ 審査には数日かかる場合があります。

#### 登録方法

裏面の「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」をご記入の上、FAX又はメールにて下記までお送りください。

あおもりジョブに求人情報が未登録の場合は、**求人票の写し**も併せてご提出ください。

※登録申請書に記載している対象法人の要件をご確認ください。

※登録申請書は裏面の登録申請書をご利用ください。

#### 【問合せ・提出先】

あおもり移住支援事業マッチング事務局（あおもり人材確保推進センター）

TEL:017-775-7075 FAX:017-775-7076 E-mail: aomori\_jushien@ims-hirosaki.com

## マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書

あおり移住支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名		法人の代表者 氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号			

**【添付書類】「現在事項全部証明書」を添付してください。**

## 2 申請者に係る確認事項（該当する欄に○を付けてください）

## (1) 国が定める共通要件

官公庁等でない (又は第三セクターのうち、出資金10億円未満もしくは地方公共団体から補助を受けている法人である)	はい	いいえ
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではない (又は資本金概ね50億円未満の法人であって市町村長の推薦に基づき知事が必要と認めた法人である)	はい	いいえ
みなし大企業(※1)でない。	はい	いいえ
本社が東京圏(※2)のうち条件不利地域(※3)以外の地域にある法人ではない(又は本社所在地は条件不利地域を除く東京圏にあるが、勤務地限定型(東京圏への転勤可能性がない)社員を採用する法人である)	はい	いいえ
雇用保険の適用事業主である。	はい	いいえ
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。	はい	いいえ
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	はい	いいえ

## (2) 移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

1 あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	誓約する	誓約しない
2 マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。	誓約する	誓約しない

## (3) 民間求人サイト等への求人情報及び企業情報の提供について

「あおりジョブ」に掲載した求人情報及び企業情報については、求職者への広報のため、民間求人サイト等に掲載することとしています。この申請書をもって、当該サイト等に掲載することに同意したものとみなします。詳細は、県ホームページをご覧ください。
--

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、次のa～cのいずれかに該当する法人とする。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人  
ただし、2.(1)の2番目の要件を満たす法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く)をいう。